

柏市水道部における継続費にかかる各特則について

本市水道部では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、発注や施工時期の平準化について進めております。その取り組みの一環として、発注を行っている継続工事について、以下のとおりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 継続工事について

継続工事とは、発注時点において、工期が複数年度にまたがる工事のことを指します。年度途中に変更契約を行い、工期が複数年度にまたがる場合は継続工事とはなりません。

2. 出来高予定額（年割額）の設定について

公告時にちば電子調達システムにて公開しております「仕様書等」内の「特記仕様書」にて、各年度の出来高予定額（年割額）及び支払限度額の割合を設定しています。

その割合をもとに、契約金額に応じて各年度の出来高予定額を算定し、年割額として契約書鑑及び約款に記載をしています。（建設工事請負契約書約款第40条 継続費に係る契約の特則）。

3. 継続費にかかる前払金・中間前払金について

(1) 工期が1年以下の継続工事について

工期が1年以下の継続工事に限り、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、翌会計年度分に支払うべき前払金相当分を含めて、前払金を請求することができます。この場合において、契約会計年度に中間前払金は請求できません。

(2) 工期が1年以上の継続工事について

各年度ごとに前払金・中間前払金支払可能額を算定いたします。
算定式については、以下のとおりです。

前払金 「年割額 × 0.4」

中間前払金 「年割額 × 0.2」

例) 請負契約金額1億円(1年目年割額6,000万円, 2年目年割額4,000万円)

1年目の前払金額 【6,000万円 × 0.4 = 2,400万円】

1年目の中間前払金額 【6,000万円 × 0.2 = 1,200万円】

2年目の前払金額 【4,000万円 × 0.4 = 1,600万円】

2年目の中間前払金額 【4,000万円 × 0.2 = 800万円】

なお、各会計年度ごとに、前払金と中間前払金の合計額は1億円を限度とし、年割額の6割の額を超えないこととしています。低入札調査を経て契約した案件の場合は、前払金は「年割額×0.2」、中間前払金については請求不可となります。

4. 留意事項について

(1) 年割額の設定について

原則、特記仕様書のと通りの割合となります。特殊な事由により、年割額の変更を申し出る場合は、発注課と協議の上、水道部総務課財務担当にご相談下さい。

(2) 契約会計年度以降の前払金等の支払について

① 契約会計年度以降の前払金については、出来高が、その前年度の年割額（出来高予定額）に達するまで、前払金を請求することが出来ません。

技術管理課による検査を受け、出来高が年割額に達していることを確認した後、請求可能となります。

② 上記検査の結果、前年度分年割額を超過した出来高額については、その次年度分年割額から支出することが出来ます（ただし、次年度到達以降）。

出来高払の請求後に次年度分前払金を申請する場合は、前年度年割額を超過した出来高金額を次年度分年割額から差し引いたうえで、前金払を算定いたします。

次の例を参考としてください。

例) 平成29年7月1日契約

契約金額2億円（1年目年割額 8,000万円 支払限度額 7,200万円
2年目年割額1億2,000万円 支払限度額1億2,800万円）

①平成29年度前払金 【8,000万円 × 0.4 = 3,200万円】

②平成29年度中間前払金 【8,000万円 × 0.2 = 1,600万円】

★平成30年5月に発注担当課に検査願を提出、技術管理課による出来高検査を実施、請負代金相当額（請負代金の出来高部分に相当する額）を、9,000万円と認定。
⇒ 1年目年割額（8,000万円） < 出来高額（9,000万円）

出来高払請求可能額 【(9,000万円 × 0.9) - 4,800万円 = 3,300万円】

③第一回出来高払

平成29年度年割額より 3,200万円支払

平成30年度年割額より 100万円支払

④平成30年度前払金 【(1億2,000万円 - 100万円) × 0.4 = 4,760万円】

お問い合わせ先

柏市水道部総務課 財務担当

Tel 04-7166-3181 (内 325)